

平成 24 年度 第 1 回宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日 時 : 平成 24 年 8 月 9 日 (木)
午前 9 時 30 分 ~ (1 時間程度)
場 所 : 市役所 1 4 階 1 4 A 会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 分科会長あいさつ

4 議 題

(1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について

・基準の条例化に向けた本市における対応及び基準の方向性について (資料 1)

第二期地方分権改革の概要及び条例で制定する基準の概要について (参考 1)

5 その他

6 閉 会

平成 24 年度 宇都宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	宇都宮市議会	議員	こ たいら み ち お 雄 小 平 美 智 雄	
2	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会長	すず き いつ お 郎 鈴 木 逸 郎	
3	宇都宮市知的障害者育成会	理事長	すず き ゆう じ 鈴 木 勇 二	
4	宇都宮市母子寡婦福祉連合会	理事長	くり た みき はる 栗 田 幹 晴	
5	栃木県中央児童相談所	所長	すず き とも ゆき 鈴 木 友 之	
6	宇都宮市民間保育園園長会	副会長	やま ぐち きこう こ 山 口 京 子	
7	宇都宮市医師会	理事	ふく だ てつ お 夫 福 田 哲 夫	
8	宇都宮市青少年育成市民会議	会長	かま くら きぶ ろう 鎌 倉 三 郎	
9	宇都宮地区幼稚園連合会	副会長	いま い まき のり 今 井 政 範	
10	宇都宮市子どもの家連合会	会長	いま い やす お 勇 今 井 恭 勇	
11	作新学院大学	教授	い ち えつ こ 伊 達 悦 子	
12	宇都宮市小学校長会	代表	ます だ ひね お 夫 増 田 宗 夫	
13	栃木労働局雇用均等室	室長	まつ うら なか こ 松 浦 實 子	

基準の条例化に向けた本市における対応及び基準の方向性について

背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）の一部改正に伴い，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を，本市の条例で定めることが必要となった。

詳細は，参考 1「第二期地方分権改革の概要及び条例で制定する基準の概要について」を参照。

本市の対応

1 基準設定にあたっての基本的な考え方

下記事項を勘案しながら，条例での基準の設定を図る。

- ・ 児童の身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものであること。
- ・ 本市の児童の安全・安心を確保するとともに，本市の実情や，社会的要請等を十分に勘案したものであること。
- ・ 現時点において，全国一律の水準を維持することが妥当であり，特段の変更の理由がないもの等については，国の基準をそのまま市の基準とする。

2 基準設定の検討状況

「別紙」のとおり

3 基準設定の方向性

(1) 国の基準に追加するもの

ア 児童福祉施設の非常災害対策について

基準の内容

国の法令による基準	市条例で定める基準（案）
<p>【参酌すべき基準】 （児童福祉施設と非常災害） 第 6 条 児童福祉施設においては，軽便消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>左記，消防設備の設置等に加え，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>非常災害に対する具体的計画の策定及び連絡体制の整備等，並びに職員や入所者への周知等の義務化</u> ・ <u>計画内容の検証及び見直しの義務化</u> <p>（努力義務を義務規定に変更）</p>

独自基準を設定する理由

東日本大震災等の教訓を踏まえ、施設における防災対策等の措置を求めることにより、入所児にとっての安全・安心を確保するもの。

イ 保育所の開所時間について

基準の内容

国の法令による基準	市条例で定める基準（案）
【参酌すべき基準】 （保育時間） 第34条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	・ 保育所における保育時間 原則 8 時間 ・ 保育所の開所時間 <u>原則 1 1 時間</u> <u>（保育所の開所時間の明確化）</u>

独自基準を設定する理由

保護者の就労形態の多様化（フルタイムやフレックスタイムなど）や、保護者の通勤・児童の送迎に要する時間等を考慮し、様々な保護者のニーズに十分に対応可能な時間を、保育所の開所時間として明確化するもの。

（2）国の基準を維持するもの

ア 「非常災害対策」及び「保育所の開所時間」以外のすべての基準

現行の国の基準は、児童福祉施設を運営するに当たり、本市の児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を維持するに足りるものであり、今後も、国の基準を維持することによって、同様の効果が期待できることから、国の基準を本市の基準として採用する。

なお、条例の内容については、今後の社会情勢の変化等に応じ、適宜見直しを図る。

4 条例施行までのスケジュール

平成24年	8月	パブリックコメント実施
平成25年	3月	議会提案
	4月	条例施行

第二期地方分権改革の概要及び条例で制定する基準の概要について

1 地域主権改革の概要等

政府は、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）に基づき、地方自治体の自由度を拡大し、地方の自主性及び自立性を高めるため、義務付け・枠付けの見直しを実施している。

この取組に関して「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「第 1 次一括法」）が、昨年 5 月に公布されたところであるが、この法律の中で、児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）が一部改正され、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧「児童福祉施設最低基準）」については、都道府県や政令市・中核市等において条例を制定し、基準を定めることとされたため、中核市である本市においても最低基準を条例化するものである。

2 条例制定する基準の概要

（1）基準の分類

これまで、厚生労働省令により、全国一律で定められていた児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（いわゆる「児童福祉施設最低基準」）については、今回の児童福祉法改正により「従うべき基準」、「参酌すべき基準」、「標準（注）」の 3 つに分類され、都道府県及び中核市等へ権限委譲された。

それぞれの基準の定義及び内容は下表のとおり。

従うべき基準	<p>【定義】</p> <p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。</p> <p><u>「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内であれば、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。</u></p>
	<p>【内容】</p> <p>児童福祉施設に配置する従業者及びその員数</p> <p>児童福祉施設の居室等の床面積及び設備（児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの）</p> <p>児童福祉施設の運営に関する事項（児童等の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの）</p>

参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
	【内容】 厚生労働省令のうち「従うべき基準」以外の基準

本市においては、職員の要件や設備などの基準を定めた「従うべき基準」と、非常災害や衛生管理などの事項を定めた「参酌すべき基準」の2つの分類に基づき、条例を制定していく必要がある。

注)「標準」について

3つ目の基準である「標準」については、待機児童が多く(100人以上)、地価が高い地域(住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏を上回る)、という2つの条件を満たした自治体にのみ適用されるものであり、該当自治体においては時限的に「保育所の面積基準」の緩和を可能とするものである。

本市は、上記の条件に当てはまらないことから、「標準」の適用を受けない地域となっている。

(2) 対象施設等

児童福祉施設のうち、地方自治法施行令により本市に権限が委譲され、市の所管となっている下記の施設が、市の条例の適用対象となる。

「乳児院」や「児童厚生施設」等、下記以外の児童福祉施設や、他市町の施設については、県条例の対象である。

(平成24年4月1日現在)

施設種別	施設の概要	施設数(施設名)
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設	1(済生会宇都宮病院)
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	1(わかくさ)
保育所	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設	75

保育所については、公立(13施設)及び私立認可保育所(62施設)の合計数

(3) 省令で規定されている主な基準

厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において規定されている基準のうち「従うべき基準」「参酌すべき基準」に分類される主な項目及びその概要は以下のとおり。

ア 従うべき基準

項目	概要
職員	児童福祉施設に配置する職員及びその員数
設備の基準	児童福祉施設の居室等の面積及び設備
入所した者を平等に取り扱う原則	入所者の国籍や信条，社会的身分等による差別的取扱いの禁止
食事	入所者に提供する食事，調理の方法，及び入所児童に対する食育の実施
保育の内容	保育所における保育は保育指針に従い実施

イ 参酌すべき基準

項目	概要
児童福祉施設における職員の一般的要件	職員の適性や資質
衛生管理等	入所者の使用する設備や食器，飲用水の衛生管理及び感染症や食中毒の発生予防等
苦情への対応	苦情受付窓口の設置，必要な改善の実施，運営適正化委員会への協力
児童福祉施設と非常災害	非常災害に対応した設備の設置，計画の策定，訓練の実施等
保育時間	保育所における保育時間（1日あたり原則8時間）

詳細は，参考2「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」参照

(4) 施行日

平成25年4月1日（予定）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）」の項目別検討状況等

国の基準(省令)				基準設定の方向性				
条項	見出し	備考	類型					
第2条	最低基準の目的		国の基準どおり		条例制定の目的や一般原則等を定める条項であり、規定する内容を変えるべき特段の理由がないため、国の基準をそのまま市の基準とする。			
第3条	最低基準の向上							
第4条	最低基準と児童福祉施設							
第5条	児童福祉施設の一般原則							
第6条	児童福祉施設と非常災害					【独自基準】 ⇒消防設備の設置や、訓練の実施等に加え、児童福祉施設内において防災対策等の措置を講じることを追加	東日本大震災等の教訓を踏まえ、施設における防災対策等の措置を求めることにより、入所児にとっての安全・安心を確保するため、国の基準に追加する。	
第7条	児童福祉施設における職員の一般的要件		国の基準どおり		条例制定の目的や一般原則等を定める条項であり、規定する内容を変えるべき特段の理由がないため、国の基準をそのまま市の基準とする。			
第7条の2	児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等							
第8条	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	ただし書きを除く						
第8条 ただし書き								
第9条	入所した者を平等に取り扱う原則							
第9条の2	虐待等の禁止							
第9条の3	懲戒に係る権限の濫用禁止							
第10条	衛生管理等							
第11条	食事							
第12条	入所した者及び職員の健康診断							
第13条	児童福祉施設内部の規定							
第14条	児童福祉施設に備える帳簿							
第14条の2	秘密保持等							
第14条の3 (上記以外)	苦情への対応							
第15条	種類							
第16条	入所させる妊産婦							
第17条	第二種助産施設の職員							
第18条	第二種助産施設と異常分べん							
第26条 第1号 第3号	設備の基準	母子室に係る部分に限る	従う	国の基準どおり	条例制定の目的や一般原則等を定める条項であり、規定する内容を変えるべき特段の理由がないため、国の基準をそのまま市の基準とする。			
第26条 第2号		母子室を一世帯につき一室以上とする部分及び調理設備に係る部分に限る						
第26条 (上記以外)						参酌		
第27条	職員		従う			母子生活支援施設に係る基準については、規定する内容を変えるべき特段の理由がないため、国の基準をそのまま市の基準とする。		
第27条の2 第1項	母子生活支援施設の長の資格等		参酌					
第27条の2 第2項								
第28条	母子支援員の資格		従う					
第29条	生活支援		参酌					
第29条の2	自立支援計画の策定							
第29条の3	業務の質の評価等							
第30条	保育所に準ずる設備		従う					
第31条	関係機関との連携		参酌					
第32条 第1号 第2号 第3号 第5号 第6号	設備の基準	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室の設置及び面積に係る部分、並びに調理室の設置に係る部分に限る	従う				設備の基準(保育室の面積要件等)や、職員(保育士の配置基準等)については、本市の実情等を考慮し、検討した結果、国の基準が、入所児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保できるものであるため、国の基準をそのまま市の基準とする。	
第32条 (上記以外)			参酌					
第32条の2	保育所の設備の基準の特例		従う					
第33条	職員							
第34条	保育時間		参酌			【独自基準】 保育時間(原則8時間)の定めに加え、開所時間(原則11時間)の規定を追加		保護者の就労形態の多様化(フルタイムやフレックスタイムなど)や、保護者の通勤・児童の送迎に要する時間等を考慮し、様々な保護者のニーズに十分に対応可能な時間を、保育所の開所時間として明確化するため、国の基準に追加する。
第35条	保育の内容		従う			国の基準どおり		保育所の運営に関する基準については、規定する内容を変えるべき特段の理由がないため、国の基準をそのまま市の基準とする。
第36条	保護者との連絡		参酌					
第36条の2	公正な選考							
第36条の3	利用料							
第94条 第2項	特例幼保連携保育所の特例		従う					
第94条 (上記以外)								

※次の条項については、本市において条例化する際には対象とならない項目であるため、この表から除外している。

第1条(趣旨)、第12条の2(給付金として支払を受けた金銭の管理)、第14条の3第2項(苦情への対応)、第14条の4(大都市等の特例)、第19条から第25条(乳児院関係)、第37条から第93条(その他児童福祉施設関係、附則等)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)
最終改正年月日:平成二十四年五月三十一日厚生労働省令第八十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

- 第一章 総則(第一条 第十四条の四)
- 第二章 助産施設(第十五条 第十八条)
- 第三章 (略)
- 第四章 母子生活支援施設(第二十六条 第三十一条)
- 第五章 保育所(第三十二条 第三十六条の三)
- 第六章～第十一章(略)
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 (略)

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、

綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 (略)

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 (略)

第二章 助産施設

(種類)

第十五条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第十六条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるとき

は、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第十七条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第十八条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。) 嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第二十七条の二 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者
 - 四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
 - ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- （母子支援員の資格）

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 精神保健福祉士の資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの

（生活支援）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第三十三条第二項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。)調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二	常用	1 屋内階段

階		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（２） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が

設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)おおむね二十人につき一人以上)満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容に

については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

附則

(特例幼保連携保育所の特例)

第九十四条 就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第三十二条第六号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

2 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十二条第六号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

- 3 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十三条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。
- 4 前項の規定による都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。
- 5 前項の規定に関わらず、第三項の規定による都道府県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。
- 6 前各項の規定は、就学前保育等推進法第三条第三項の都道府県で定める条例に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

附則 (平成一〇年四月九日厚生省令第五一号)

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 乳児六人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

3 (略)